

目次

序章 本書の目的と諸前提

- 一、中世後期研究史上の島津氏領国 11
- 二、室町期島津氏研究の課題と本書の目的 22
- 三、島津氏の系譜と身分呼称 28

第1部 島津奥州家による領国形成とその特質

第一章 南北朝期島津奥州家の大隅・日向進出とその論理

―奥州家独自の領有観形成―

第一節 島津氏の薩摩・大隅両国支配

一、島津氏の薩摩国支配 41

二、島津氏久の大隅国進出 44

第二節 島津奥州家の日向国進出とその論理

一、島津氏久の日向国南部進出 50

二、島津奥州家による日向国進出の論理	52
第二章 康暦・永徳期の南九州情勢	66
第一節 袁原合戦と都 <small>みやこのじょう</small> 城合戦	67
第二節 康暦二年（永徳元年）における無年号文書の検討	74
第三章 応永期における島津奥州家の領国拡大と政治構造	108
第一節 島津元久の薩摩国進出と総州家との対立	109
一、薩摩国山北への進出	109
二、総州・奥州両島津家の抗争とその背景	112
第二節 島津元久の日向国山東進出と三か国守護職統一	115
一、奥州家元久と島津氏御一家による山東進出	115
二、島津元久の薩隅日三か国守護職補任	117
三、島津元久・久豊兄弟の不和	120
第三節 島津久豊の家督継承と三か国の争乱	124
一、久豊の家督継承過程とその意義	124
二、伊集院氏・総州家との抗争	129
三、戦後処理と久豊の守護職補任	132
四、日向国山東の喪失と奪回への動き	135
第2部 一五世紀中期の領国内争乱とその影響	
第一章 永享・文安の薩摩国「国一揆」	148
―薩摩国山北国人の反島津闘争―	
第一節 「国一揆」の再検討	149
一、先行研究	149
二、「国一揆」関係史料の再検討	151
三、文安年間以降の「国一揆」	157
第二節 薩摩国山北国人の反島津闘争と「国一揆」	167
一、南北朝・室町初期の反島津闘争	167
二、永享・嘉吉期の北部九州情勢と「国一揆」	176
第二章 嘉吉・文安の島津氏内訌	185

第一節 内訌の諸前提……………187

一、島津持久Ⅱ守護代説の検証 187

二、内訌の萌芽―ふたつの一揆― 193

三、「国一揆」の沈静化と持久の家督継承 202

第二節 内訌の実態……………208

一、抗争の契機としての大覚寺義昭事件 208

二、抗争の展開と終結 211

補論 大覚寺義昭事件の政治的影響

―島津家文書「年欠卯月二四日付大内持世書状」の意義―……………227

一、年欠卯月一四日付大内持世書状の検討……………228

二、一五世紀の菊池氏と島津氏……………232

三、菊池氏「諷諫」の意味……………235

第三章 文安元年日向国南部国人一揆の意義……………242

第一節 文安元年国人一揆の概要……………244

一、一揆の構成 244

二、島津氏内訌と文安一揆の関係 248

三、契状の分析 252

第二節 庄内国人の連携と山東権益―文安元年一揆の真の目的―……………258

一、島津奥州家の庄内進出と庄内国人の連携 258

二、樺山氏・三俣兩人にとっての山東権益 261

三、文安元年一揆の目的 263

第3部 室町期島津氏「家中」の変遷と島津氏領国の解体過程

第一章 日向国人樺山氏の成立過程とその特質

―室町期島津氏「御一家」の由緒と家格―……………276

第一節 代替わりの安堵状の意味……………277

一、島津元久・久豊・忠国三代の安堵状 277

二、樺山氏にとっての山東所領の意味 280

第二節	南北朝期分出御一家の特異性とその由緒	282
第三節	樺山氏の由緒と国人領主化の契機	288
一、	樺山氏の由緒	288
二、	樺山氏の国人領主化と島津本宗家	291
第二章	室町期島津氏「家中」の成立と再編	302
第一節	室町期島津氏「家中」の形成	303
一、	室町期島津氏権力の特質と権力基盤	303
二、	島津奥州家の承認過程	306
三、	島津久豊の家督継承と「家中」の役割	309
第二節	一五世紀中期の争乱と「家中」の拡大・再編成	311
一、	永享く文安の政治的混乱と「家中」の動揺	311
二、	島津立久政権の成立	315
第三章	室町期島津氏領国の解体過程	327
第一節	一五世紀後半の争乱とその背景	329
一、	文明八・九年の争乱	329
二、	島津氏「一家中」一揆の成立―守護家「家中」と「一家中」の対立―	333
三、	文明一六・一七年の争乱	342
第二節	室町期的秩序の崩壊と島津相州家政権の成立	347
一、	守護家「家中」の崩壊と守護島津忠昌の自害	347
二、	地域ブロックの形成と島津相州家の位置	351
三、	守護島津氏包囲大連合の成立	360
四、	相州家による政権奪取と家督継承戦争の勃発	364
終章	室町期島津氏領国の政治構造と「守護」	375
第一節	室町期島津氏領国の政治的画期・時期区分	375
第二節	室町期島津氏領国の特質と政治構造	380
一、	独自の領国観と御一家・御内	380
二、	守護島津氏と国衆の関係	382
三、	守護島津氏権力の地域的二元性―薩摩と大隅・日向の地域間対立―	384

四、島津立久政権の評価 385

第三節 室町期島津氏と室町幕府との関係

- 一、室町期島津氏と「室町幕府―守護体制」 387
- 二、幕府の対外交渉・貿易と室町期島津氏 391

参考文献一覧 400 初出一覧 412 あとがき 414 索引 巻末 1

《凡例》

- ・参考文献は巻末に一括して掲載し、本文中は執筆者名と発行年のみを記した。
- ・参照・引用史料の出典については、次のように略した。
- ・『鹿児島県史料 旧記雑録前編』一・二所収史料
- 〔旧記前〕と略し、巻数と史料番号を記す。
- ・『鹿児島県史料 旧記雑録拾遺 諸氏系譜』一～三所収史料
- 〔諸氏系譜〕と略し、巻数と史料番号もしくは頁数を記す。
- ・『鹿児島県史料 旧記雑録拾遺 家わけ』一～十一所収史料
- 〔家わけ〕と略し、巻数と文書群名、史料番号を記す。
- ・『鹿児島県史料 旧記雑録拾遺 伊地知季安著作史料集』一～九
- 〔伊地知季安著作史料集〕と略し、史料名と資料番号もしくは頁数を記す。
- ・『大日本古文書 家わけ第十六 島津家文書』一～四所収史料
- 〔島津家文書〕と略し、文書番号を記す。
- ・『大日本古文書 家わけ第五 相良家文書』
- ・朝河貫一著『入来文書』（日本学術振興会、一九五五年）所収史料
- 〔入来文書〕と略し、文書群名と史料番号を記す。

序章 本書の目的と諸前提

一、中世後期研究史上の島津氏領国

(1) 大名領国制論の「辺境」・九州大名観

近世において薩摩・大隅両国と日向国の一部を領国とした薩摩藩（島津家）に対しては、古くから「封建制の極北」（遠山茂樹一九五二）、「幕藩制の極北」（原昭午一九七五）といった評価がなされ、かつて唯物史観が主流であった日本史学界においては、異端視されてきた嫌いがある。それは、中世後期の大名領国制、大名権力研究においても同様であり、「辺境の特殊事例」として考察の対象から外される時代が長く続き、それは現在においても基本的に変わっていない。

荘園制に続く中世後期の社会体制概念として「大名領国制」を提唱した永原慶二氏は、佐々木潤之介氏による一六世紀の社会発展の地域差を「畿内先進地域・中間地帯・後進地帯」の三つに区分した図式（佐々木潤之介一九七〇）を批判的に継承し、戦国大名は中間地域にこそ典型的な姿を現したとの理解を示した（永原慶二一九七五）。こうした地域的偏差・段階差は、一六世紀段階の戦国大名領国を対象とした理解であったが、それは室町期の守護大名にまさかのぼると考えていたようである。

かつて、『歴史公論』という、学術雑誌と一般歴史愛好家向けの中間的位置の雑誌があった。その通巻八一号（雄山閣、一九八三年）は「守護大名」の特集号であり、永原慶二・熱田公・福田豊彦の三氏による座談会「守護領国制をめぐる」が掲載されている。そこでの永原氏の発言、福田氏との議論は、当時の「辺境」・九州守護への中央学界的評価を知る上で示唆的である。

まず、永原氏はいわゆる「室町殿御分国」の守護、すなわち在京原則が適用されている「畿内先進地帯」と「中間地帯」の守護こそが「守護大名」の典型であるとの理解を示し、「九州と鎌倉公方管下の国々の守護にはこの規定（筆者注―在京原則）はありませんから、そういう意味で九州と東国は別」とした上で、次のようにも述べる。

それでは東国・九州はどうかというと、ある意味ではもともと進んでいる。もともと荘園体制の浸透の弱い地帯です。すから、そうしたことの関係でいえば進む可能性はあるわけです。しかし、別の面からみれば、国人たちの割拠性が強くて守護による一国の統合ができにくいともいえる。だから、そのへんはもともと具体的に吟味する必要があります。でも東国の上杉とか、九州の大友など、ある意味では守護領国制の代表的なものといっている面もついていると思います。

ここで述べられる「進んでいる」というのが、荘園侵略を指すのか、在地支配の深度を指すのかはつきりしないが、九州や東国の守護は「守護大名」の典型ではないものの、ある意味「守護領国制」の代表的なものでもあるという矛盾した見解を示している。さらに話題は、東国・九州のあり方に移り、次のような議論が交わされる。

永原 東国は寺社勢力の支配力が弱いすから、地頭クラスや荘官級の武士、御家人などが割拠的に発展していった。その意味では守護領国制の典型的な地帯ではない。（中略）けっきょく、国人を守護に結集させるイ

ンパクトが弱いんですね。だから守護領国制としては後進地帯といえるように思えます。（中略）その点九州は、いまの関東との対比でいうと、守護領国の典型地帯のようにもみえる。しかし、実際はどうだったかという疑問は大友や島津にもあるようですが…。

福田 九州のばあい、なにも守護領国といわなくても直接戦国大名にしているのじゃないでしょうか。

永原 そうじゃなくて、戦国大名らしくなる前の段階で、守護が大名的な性質をもっていたかどうかということですね。

福田 被官形成はすでに鎌倉期にあるいていどありますね。（中略）しかし、九州などでも職権にもとづく段銭賦課権などの関係から領国が形成されるかどうか、中央との関係が薄いですから、よくわかりませんね。

永原 島津などのばあい、三国守護で一見守護権力が強力にみえるけれども、実際は国内の国人割拠が強かったと思われる。だから、のちの秀吉の朝鮮軍役のときでも、一万人割り当てられてもなかなかそれだけ動員できないでしょう。やはり守護領国制も戦国大名領国制もここでは弱体なんですね。逆にいえば、守護は鎌倉以来の職権はあったかもしれないが、国人を統合するだけの実力はなく、領国大名の方向は概して未熟だったのじゃないでしょうか。

福田 守護権が媒介になって領国化する段階は弱いということですか。九州探題がすっかりしていればできたかもしれないけど…。

永原 だから、今川了俊は島津を牽制するために逆に国人たちを一揆させたわけでしょう。

福田 だとすると九州のばあい守護領国の段階をおく必要はないことにはならないでしょうか。

永原 かもしれませんね。そのかわり、戦国大名領国も未熟だったということになる。

福田 たしかになしくず的にいきますね。

永原 逆に、西は周防、東は駿河までのような、在地で被官関係が発展し、経済的にもすすんでいる地帯では、室町幕府体制特有の条件、あるいは荘園制特有の条件が守護領国制をつくりだすバネになっていると思えますね。

「守護領国制」への理解そのものについて永原氏と福田氏の間ズレがあり、議論がかみ合っていないところもあるが、島津氏など九州守護は、守護職権に基づく国人統制という意味での「守護領国制」は弱体であり、その結果、その後続く「戦国大名領国制」も「未熟」であるとの結論に至っている。

一九八三年といえば、豊後大友氏の領国形成を分析した外山幹夫氏の著書（外山幹夫一九八三）が刊行された年であり、島津氏に関しても福島金治氏の一連の研究（福島金治一九七七～八〇）がすでに出そろっていた時期である。永原氏らがどこまでこれらの研究を把握していたかは不明だが、結局、室町期島津氏の領国支配の深度、国人掌握状況を語るのに、豊臣政権期の朝鮮侵略における軍役不履行状況を根拠にするという、随分乱暴な議論になってしまっている。座談会という性格上、根拠・典拠が明示されないのはやむを得ないのであるが、当時の中央学界における「辺境」・九州守護への認識は、この程度のものであったのである。

〔池享一九九五〕は、「大名領国制」を「地域封建権力による一国人領を越えた独自の公的領域支配制度」と限定的に定義するが、その地域的偏差・段階差については永原氏の理解を継承している。つまり、「大名領国制が典型的に成立したのは、東海・中国地方などの中間地帯であった。遠国では、国人割拠の状況が長く続いた。それは、小農民

経営の自立が遅れ、各人領主の家支配が依然強固であったことによる」と明言している。さらに、〔池享一九八五〕では、天皇家・幕府への財政的貢献の分析から、全国の地域権力を「遠国型・奥羽・四国・九州」、「中間地域型・関東甲信越・東海・中国」、「近国型・畿内近国および赤松・大内両氏」の三つに分類し、偏諱授与の分析から、「典型的戦国大名が成立したと考えられている「中間地域」では、統一の進行によって偏諱授与対象者は限定されるようになる」一方で、「遠国型」の群小権力に対する官位叙任・偏諱授与が多いのは、地域統一が進行していないこととの反映」と指摘する。こうした指摘からも、「大名領国制」分析は、あくまでもこれが典型的に成立する中間地域を主軸とすべきとの考えがうかがえ、実際、池氏の検討対象も毛利氏など中間地域に集中する。

こうした封建制の深度によって地域を三分する手法は、「大名領国制」そのものの相対化が進む一方で、無意識に継承されていった。たとえば、戦国期の政治権力論の研究史整理をおこなった〔平出真宣二〇〇七〕は、冒頭で「本論で検討する地域は、関東・中部・北陸・東海・中国・四国地方である。東北・九州地方には限定的に触れたい」とし、「辺境」を議論の対象から外している。また、本文中では「九州の島津氏など領国形成が遅れた戦国大名を、水上交通などによる経済的権益を重視した点に着目して、再評価しようとする議論も出される」と、九州大名の領国形成は遅れているとの理解が所与の前提となっている。

（２） 辺境分地論と「室町幕府―守護体制」、海域アジア史

大名領国制論者が、「後進地帯」・「遠国」を例外として検討対象から外す傾向にあったのとは別に、室町幕府そのものが「辺境」・「遠国」統治に消極的、あるいはこれを放棄していたとの見方もある。

古いところでは、「杉山博一九六七」が室町幕府の支配地域について、「室町幕府が直接支配した国々は、鎌倉公方管下の十カ国と、九州探題管下の十一カ国、および奥羽二カ国、計二十三カ国を除いた四十五カ国であった」とし、その四十五カ国に「室町殿御分国」の守護は、在京と幕政への参加を原則としていたことを指摘している。

「佐藤進一九八三」は、建武政権の地方支配が国司制によって中央集権の統治方式を貫徹しようとしたのに対し、室町幕府は、当初から奥州管領・鎌倉公方（鎌倉府）・九州探題などを置いて「辺境分治」政策をとったとする。そして、『満濟准后日記』永享四年（二四三三）三月一六日条にみえる前管領畠山満家の、「遠国事ヲバ、少々事雖不如上意候、ヨキ程ニテ被閣之事ハ、非当御代計候、等持寺殿以来、代々此御計ニテ候ケル由伝承様候」との発言を挙げ、幕府重臣層がもつ伝統的な遠国融和政策を指摘している。

佐藤説を継承する「今谷明一九九四」は、足利義持期の特徴として、辺疆分治と遠国融和を原則とし、東国と九州へは派兵せず不干渉を貫くのが宿老間の基本方針であったとし、足利義教期にそれが崩れたとみている。

さらに、「本郷和人一九九八」は、『満濟准后日記』に頻出する「都鄙」の用法・語義を分析して、京都の治めるべき領域が「都」、それ以外の地が「鄙」を意味するとし、東北、関東、九州地方は「鄙」であり、政治的遠国、辺境なのであって、幕府が実際に掌握すべき地域は「畿内近国」、「瀬戸内」、「中部」の三ブロックであるとの認識があったと指摘する。その上で、室町幕府の「公儀」とは、せいぜい「都」での公儀であり、遠国では当初から、また幕府の衰退とともに「都」エリアにも、別の「公儀」が生起してくると、戦国期の割拠状況を見通している。

こうした研究状況をふまえてであろうか、「新田一郎二〇〇一」は、前出の『満濟准后日記』永享四年三月一六日条を引いて、一五世紀前半の室町幕府中枢が、「中央からの政治的統制は、東国や九州のような遠隔地にはそのまま

におよぶものではないとの認識」を持っていたとする。そして、「東国・九州については守護の在京原則が適用されていないこともあり、これらの地域は、早期に幕府の実質的な統制下を脱したとみられる」と突っ込んだ認識を示している。

本郷・新田両氏の「遠国」への認識は、「九州のばあい、なにも守護領国といわなくても直接戦国大名にしている」との、前出福田豊彦氏の発言に通じるものがある。

一方、永原氏の「守護領国制」論・「大名領国制」論を批判する形で登場し、現時点で室町期における政治体制理解において通説的位置を占めているのが、川岡勉氏の「室町幕府―守護体制」論である。

同論の最大の特徴は、守護在京制を「重要な特質」として重視し、室町期の政治体制を將軍権力と守護家の相互補完関係と捉えた点にある。川岡勉一九九三では、「守護による領域支配の特質は、何よりもまず守護職を幕府から認定され、これに伴う諸権限を行使していく点にある」とし、必然的に守護は「中央国家への求心性」をもつと指摘した。さらに、「川岡勉二〇〇二」では、「上意（將軍権力）を中核に有力大名が結集することで武家権力の安定が確保されていた」ことを重視し、「在京守護が中央政権に参画し幕府権力の構成員」となることで、「自身の分国支配を国家的に保証されていた」としている。

これが「室町幕府―守護体制」の本質とするならば、同体制は守護在京制が適用される「室町殿御分国」のみを対象とする政治体制ということになる。実際、川岡氏は、主たる検討対象を畿内近国および中国・四国地方に限定しており、この点が批判の対象ともなっている。

「古野貢二〇〇三」は、「川岡氏は明言されていないが、室町幕府―守護体制を一応中世後期段階における全国的な